

閉じる



「介護保険 送付先変更届出書」詳細ページ

2021-04-01

介護保険 送付先変更届出書

介護保険の被保険者本人が、入院や施設入所により住民登録地に不在の場合や、郵便物の管理が困難な場合は、介護保険に関する書類の送付先を変更することができます。

● 受付窓口

- 宇城市役所 高齢介護課 介護保険係
- 各支所 総合窓口課 窓口係

● 届出に必要なもの

- 介護保険 送付先変更届出書 : [介護保険 送付先変更届書\(WORD 約23KB\)](#)
- 届出人の身分証明書
- 被保険者本人の印鑑(本人同意欄の被保険者氏名を自署できない場合)

● 注意点

- 送付先を住所地以外に設定したい場合は、被保険者本人の同意が必要です。
- 介護保険料の納付書を含め、介護保険に関するすべての書類が届け出の送付先に送付されます。
- 郵送で申請する場合は、届出人の本人確認書類の写しを同封してください。
- 住民票を異動しても、送付先は変更されません。
- この届は、送付先に変更がある都度ご提出ください。

お問い合わせ

宇城市 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係
電話番号:0964-32-1111

閉じる